

障害者支援法、対象の難病 153 疾患に
2 次分は引き続き議論（厚生労働省検討会）

障害者総合支援法の対象になる難病の範囲に関する検討会は 10 月 6 日、厚生労働省の提案を採用し、現在は 130 疾患とされている対象に新たに 25 疾患を加えることにした。要件に基づき 130 疾患から 2 疾患が外れるため、差し引き 153 疾患となる。来年 1 月をめどに政令改正する。これは第 1 次分の検討結果で、今後も第 2 次分の追加を検討する。

総合支援法では 2013 年度から、難病が対象に加わった。身体障害者手帳を持っていなくても病名が 130 疾患のうちどれかに該当すれば、障害福祉サービスを利用するための障害支援区分認定を受けられる。

ただ、これは当面の対応で、難病医療法の指定難病がどう選定されるかによって検討することになっていた。

難病医療法では、医療費助成の対象になる指定難病が現行の 56 から約 300 疾患へ、来年 1 月と夏の 2 段階で拡大。第 1 次実施分として 110 疾患が 8 月に選定された。

そこで検討会は、指定難病のうち、支援法対象の 130 疾患とは重ならないものを抽出。その 25 疾患（表）を新たに支援法の対象にすることにした。

指定難病とは、①発病の機構が不明②治療方法が未確立③患者数が人口の 0.1% 程度未満④長期療養が必要⑤客観的な指標がある——の要件をすべて満たすもの。さらに重症度分類を使い、原則として軽症者は外れる。

一方、検討会は、障害福祉サービスを利用できるかどうかの要件は指定難病と同じ 5 点すべてを課さず、②④⑤の 3 点で考えることにした。重症度分類も適用しない。

この要件で判断すると、指定難病からは劇症肝

表 新たに障害福祉サービスの対象になる疾患

1	シャルコー・マリー・トゥース病
2	先天性筋無力症候群
3	封入体筋炎
4	特発性基底核石灰化症
5	ウルリッヒ病
6	遠位型ミオパチー
7	ベスレムミオパチー
8	自己貧食空胞性ミオパチー
9	シュワルツ・ヤンペル症候群
10	再発性多発軟骨炎
11	先天性副腎低形成症
12	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
13	好酸球性消化管疾患
14	慢性特発性偽性腸閉塞症
15	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
16	腸管神経節細胞減少症
17	ルビンシュタイン・ティビ症候群
18	CFC 症候群
19	コストロ症候群
20	チャージ症候群
21	クリオビリル関連周期熱症候群
22	全身型若年性特発性関節炎
23	TNF 受容体関連周期性症候群
24	非典型溶血性尿毒症症候群
25	ブラウ症候群

炎、重症急性膵炎、スモンの 3 疾患が外れたが、支援法の対象にはスモンが残る。また、すでに障害福祉サービスの対象になっていた人は経過措置として継続できる。

厚労省では医療費助成の対象拡大に向け、指定難病の第 2 次分の選定作業が始まっており、この動向を踏まえ支援法の対象についてもまた検討される。

（福祉新聞・第 2688 号 2014 年 10 月 13 日）